

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 4年11月22日(火) 午前 9時30分 開会 午前 10時28分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	中山真由美 小沼 富夫 大垣 真一
	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 多田 巖
	舘 大樹 八島 満雄(議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
7 説 明 員 (4人)	副市長(宍戸 晴一)
	総務部長(吉川 武士)
	総務部参事(兼)文書法制課長(三河 秀行)
	文書法制課主幹(兼)文書法制係長(天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 令和4年12月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【八島満雄議員】 おはようございます。今月28日に議会が招集されます。昨今の新聞等々では、大変心配されるコロナの感染が出ております。本人のみならず、近親者の方々の関係でお休みになるような形が生まれておりますので、ぜひ12月定例会、全員が気をつけていただきまして、本会議ができますようよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いします。

○副市長【穴戸晴一】 おはようございます。本日は、11月28日の月曜日に招集いたします伊勢原市議会12月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件2件につきまして、私から御説明させていただきます。内容は着座にて御説明させていただきます。

議案書の147ページを御覧ください。

○議案第54号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。

委員につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」とこととされており、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は、地方税法第423条第6項の規定により、3年とされております。

今回、平成28年12月から御活躍をいただいております三野光高委員の任期が、令和4年12月21日をもって満了となりますが、引き続き、三野氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいので、提案するものでございます。

三野氏につきましては、税理士であり、固定資産や地方税法等に関する識見を有していること、また、これまでの同委員会における豊富な経験により、委員としての職務に精通されておりますことから、引き続き御活躍を期待しております。

次に、議案書の149ページを御覧ください。

○議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定により、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救

済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」とされています。

委員につきましては、同法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の定数は6人で、また、その任期は、同法第9条の規定により、3年とされております。

今回、令和2年4月から御活躍をいただいております、足立幹夫委員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたいので、提案するものでございます。

足立氏につきましては、学校現場における経験が豊富であり、人格識見高く、人権に対する深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての3年間の実績などから、引き続き御活躍を期待しております。

以上で、12月定例会に提出いたします人事案件2件につきましての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【中山真由美議員】 ただいま副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

ここで、副市長は所用がありますので、退席いただきます。

〔副市長（宍戸晴一）退席〕

○委員長【中山真由美議員】 続きまして、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】 それでは、引き続き、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。

人事案件以外の議案等は、総合計画議案が1件、条例議案が7件、補正予算議案が5件、報告案件が1件で、合計14件でございます。

初めに、総合計画1議案についてでございます。

議案書の7ページを御覧ください。

○議案第41号 伊勢原市第6次総合計画基本構想について

本案は、令和14年度を目標年次として、本市の将来都市像、まちづくりの基本理念、基本政策及び土地利用構想を示し、長期的な展望に立った総合的かつ計画的な行政運営を図るため、伊勢原市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、条例7議案についてでございます。

21ページを御覧ください。

○議案第42号 伊勢原市公共施設等総合管理基金条例の制定について

公共施設等の総合的かつ計画的な整備に要する経費に充てることを目的とした基金を新たに設置するため、提案するものでございます。また、制定に伴い、一部の基金を廃止するとともに、引用する基金が変更になることから、伊勢原市の

基金の処分の特例に関する条例を改正するものでございます。

22ページ、23ページに新規条例案、24ページ、25ページに伊勢原市の基金の処分の特例に関する条例新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、27ページを御覧ください。

○議案第43号 伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の伊勢原市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に必要な事項を定める条例を新たに制定するため、提案するものでございます。また、制定に伴い、引用条項の変更等がなされることから、伊勢原市附属機関に関する条例、伊勢原市情報公開条例及び伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を改正するものでございます。

28ページから37ページに新規条例案、38ページから46ページに伊勢原市附属機関に関する条例、伊勢原市情報公開条例及び伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、47ページを御覧ください。

○議案第44号 伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえて、本市職員の給与並びに特別職員及び議会の議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

48ページから56ページに改正条例案、57ページから65ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、67ページを御覧ください。

○議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員の定年引上げに関し、関係条例の規定を整備するため、提案するものでございます。

68ページから89ページに改正条例案、90ページから118ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、119ページを御覧ください。

○議案第46号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例について

軽自動車税種別割に関しまして、納期及び減免申請手續事項の見直しに伴う所要の整理を行うため、提案するものでございます。

120ページ、121ページに改正条例案、122ページから125ページに新旧対照表、126ページから129ページに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、131ページを御覧ください。

○議案第47号 伊勢原市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区における産業系土地利用に向けた新たな企業誘致及び既存企業の設備投資等を促す優遇措置の拡充を図るため、提案するものでございます。

132ページから134ページに改正条例案、135ページから139ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、141ページを御覧ください。

○議案第48号 伊勢原市議会議員及び伊勢原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる必要が生じたため、提案するものでございます。

142ページに改正条例案、143ページから146ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、補正予算5議案についてでございます。

恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第49号 令和4年度伊勢原市一般会計補正予算（第5号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に16億3364万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を380億6536万3000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて、御説明いたします。第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましても、後ほど御説明いたします。

初めに、職員人件費についてでございますが、総括的に御説明させていただきます。各会計についても補正予算を提出させていただいておりますが、全会計の共通といたしまして、職員人件費の補正につきましては、4月の人事異動や年度途中の新規採用者の配置等に伴い、当初予算における科目別の配置職員に相違が生じたこと、及び本年8月に出示されました人事院勧告や神奈川県の人件委員会勧告の状況を踏まえた上で、本市の給与条例を改正することにより行うものでございます。また、これに合わせまして、令和4年9月までの育児休業者、退職者の給与について整理等を行ったものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正について、職員給与費及び退職手当組合負担金以外の歳出予算の補正内容を御説明いたしますので、30ページ、31ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、1款議会費です。議員手当追加106万2000円は、人事院勧告を踏まえ追加するものです。

次に、2款総務費です。電子自治体推進事業費追加103万3000円は、会議などの議事録作成事務の迅速化、効率化に向け、AIによる自動文字起こしツールを導入するものでございます。指定管理者電気料金高騰緊急支援金交付事業

費計上732万9000円は、電気料金や物価高騰等の影響を受けている指定管理者に対して支援を行うものです。市有財産維持管理費追加1142万9000円は、伊勢原駅北口臨時駐車場の精算機について、多様化した決済手段に対応するため、キャッシュレス対応機器を導入するものです。庁舎維持管理費追加2230万2000円は、電気料金やガス料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。財政調整基金積立金追加7億6213万1000円は、目的基金の見直しにより廃止する基金の一部を積み立てるほか、今回の歳入歳出予算の補正に伴い生じた一般財源の残余を積み立てるものです。国県支出金等精算返納金追加1億2082万9000円は、感染症予防や障害福祉、児童福祉の国県支出金について、令和3年度決算等に基づき精算するものです。

続いて、32ページ、33ページでございます。県知事・県議会議員選挙執行費計上1692万円及び34ページ、35ページの市議会議員選挙執行費計上799万3000円は、令和5年4月に予定される統一地方選挙の執行に当たり、令和4年度中に必要な事前準備や期日前投票所の設置及び運営等に係る経費を計上するものです。

続いて、36ページ、37ページを御覧ください。3款民生費です。国民健康保険事業特別会計繰出金追加468万8000円は、職員人件費の補正によるものです。介護保険事業特別会計繰出金減246万6000円は、職員人件費の補正に伴うもののほか、令和3年度決算に基づく精算を行うものです。後期高齢者医療事業特別会計繰出金減277万9000円は、職員人件費の補正によるものです。障害者自立支援給付費追加1億3284万円は、利用量の増加等に伴う給付費の増加により不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。障害支援区分認定等事務費追加255万4000円は、国保連合会共同支払いシステム再構築に係る市負担金の増加に対応するものです。障がい者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上1369万4000円及び高齢者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上3804万8000円は、電気料金や物価高騰等の影響を受けている障害者施設、高齢者福祉施設等に対して支援を行うものです。障害児通所支援事業費追加1億521万7000円は、利用量の増加等に伴う給付費の増加により不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。公立保育所運営管理費追加79万8000円は、電気料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。教育・保育推進事業費追加2278万5000円は、電気料金や物価高騰等の影響を受けている民間保育所等に対して支援を行うものです。比々多保育園管理運営事業費追加65万3000円は、電気料金や物価高騰等の影響を受けている比々多保育園管理運営主体に対して支援を行うほか、市が一部を負担している児童コミュニティクラブ、ふれあいホールの電気、ガス料金について、価格高騰の影響により不足が見込まれるため、負担金を増額するものです。

次に、4款衛生費です。新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業費追加2000万円は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの同時流行に

備え、発熱外来やPCR検査への対応、医薬材料の確保等、医師会と連携し、医療機関の体制整備を支援するものでございます。

続いて、40ページ、41ページを御覧ください。環境美化センター維持管理費追加159万5000円は、電気料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。ごみ減量化・再資源化推進事業費追加180万3000円は、草木類及び木質系粗大ごみの資源化業務委託について、資源化量が増加したことにより不足が見込まれるため増額するほか、資源リサイクルセンターにおける光熱水費について、電気料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。し尿等希釈投入施設維持管理費追加65万2000円は、電気料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。

次に、5款農林水産業費です。肥料高騰対策費補助事業費計上423万9000円は、肥料価格高騰の影響を受けている農業経営者に対して支援を行うものです。畜産物価高騰対応費補助事業費計上5064万9000円は、飼料等の価格高騰の影響を受けている畜産農家に対して支援を行うものです。

続きまして、42ページ、43ページを御覧ください。6款商工費でございます。伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）事業費計上8600万円は、電気料金や物価高騰等の影響を受けている市内の小規模事業者に対して支援を行うものです。

続いて、44ページ、45ページを御覧ください。7款土木費でございます。公共交通対策事務費追加383万4000円は、市民が日常的に利用する地域交通サービスを維持するため、一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、神奈川県との取組と連携し、燃料価格高騰分の一部を支援するものでございます。市街地再開発基金積立金追加1822万5000円は、目的基金の見直しにより廃止する基金の一部を積み立てるものです。

続いて、46ページ、47ページを御覧ください。8款消防費です。消防庁舎維持管理費追加791万3000円は、電気料金やガス料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。

続いて、48ページ、49ページを御覧ください。9款教育費です。小学校運営事務費追加1697万8000円は、電気料金高騰の影響により不足が見込まれるため、増額するものです。小学校給食事業費追加122万5000円は、ガス使用料の増加等により不足が見込まれるため、増額するものです。中学校運営事務費追加379万4000円は、ガス使用量等の増加により不足が見込まれるため、増額するものです。公民館維持管理費追加363万円は、電気料金高騰及びガス使用料の増加により不足が見込まれるため、増額するものです。

続きまして、50ページ、51ページを御覧ください。図書館・子ども科学館維持管理費追加733万円は、電気料金高騰及びガス使用料の増加により不足が見込まれるため、増額するものです。図書館運営事業費追加715万円は、新しい生活様式に対応した図書館サービスの充実を図るため、いせはら電子図書館の電子書籍を拡充するものです。体育施設維持管理費追加299万9000円は、

伊勢原市立武道館の施設の省エネルギー化を図るため、照明器具をLED化するとともに、トイレ照明のスイッチを非接触型に変更することで、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るものです。

次に、10款道路橋りょう災害復旧費です。道路橋りょう災害復旧費追加1300万円は、台風14号により擁壁の一部が崩落した市道50号線について、災害復旧工事を実施するため、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、22ページ、23ページにお戻りいただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、11款地方交付税です。交付決定に基づき、普通交付税を3億9863万5000円追加するものです。

次に、15款国庫支出金です。障害者自立支援給付費負担金追加6642万円は、障害者自立支援給付費追加の財源でございます。障害児通所支援給付費負担金追加5260万8000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。公共土木施設災害復旧事業費負担金計上600万円は、道路橋りょう災害復旧費追加の財源です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加2億1000万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独分）の交付限度額のうち、今回補正計上した事業について追加するものです。

次に、16款県支出金です。障害者自立支援給付費等負担金追加3320万8000円は、障害者自立支援給付費追加の財源です。

続いて、24ページ、25ページを御覧ください。障害児通所支援給付費負担金追加2630万4000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。県知事・県議会議員選挙費委託金計上1692万円は、県知事・県議会議員選挙執行費計上の財源です。

次に、19款繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金追加8558万6000円は、令和3年度決算に基づき精算するものです。財政調整基金繰入金減7億4489万9000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の残余の整理を行うものです。ふるさとの森づくり基金繰入金計上1644万9000円、土地開発基金繰入金計上1822万5000円、26ページ、27ページになりますが、総合体育施設建設基金繰入金計上37万1000円及び公共施設等整備基金繰入金計上515万9000円につきましては、目的基金の見直しにより廃止する基金について、残金を全額一般会計に繰り入れるものです。

次に、20款繰越金です。前年度繰越金追加17億4029万7000円は、令和3年度決算における実質収支の予算未計上分を精算するものです。

次に、21款諸収入です。児童手当負担金過年度収入計上46万3000円、養育医療助成事業負担金過年度収入計上22万7000円、子育てのための施設等利用給付交付金過年度収入計上28万8000円、児童手当負担金過年度収入計上374万7000円、低所得者保険料軽減国庫負担金過年度収入計上92万8000円、養育医療助成事業負担金過年度収入計上40万3000円、子ども・子育て支援給付費負担金過年度収入計上2165万8000円及び子育ての

ための施設等利用給付交付金過年度収入計上24万8000円は、児童福祉及び介護保険事業に係る国県支出金について、令和3年度決算に基づき精算するものでございます。

続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。22款市債でございます。臨時財政対策債減3億3190万円は、普通交付税算定の決定に基づき減額するものです。土木施設災害復旧事業債計上630万円は、道路橋りょう災害復旧費追加の財源です。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。第2表債務負担行為補正といたしまして、ソフトウェア等使用料は、AIによる自動文字起こしツールの導入に当たり、契約期間が令和5年度に及ぶことから債務負担行為を設定し、限度額を1億4200万円から1億4371万9000円に変更するものでございます。秦野市・伊勢原市共同消防指令センター負担金は、資材価格の高騰により、建設費用の増加がさらに見込まれることから、限度額を9955万1000円から1億1979万4000円に変更するものです。選挙運営管理等経費は、来年4月に予定される統一地方選挙の執行に当たり、事前準備のほか、期日前投票所を令和4年度中から設置するため、1178万3000円を限度額として追加するものです。

続きまして、地方債の補正について御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。第3表地方債補正は、市債の補正に伴い、臨時財政対策債の限度額を6億9380万円から3億6190万円に変更するほか、新たに土木施設災害復旧事業費について、限度額を630万円追加するものです。これにより、起債限度額の合計は、16億2020万円から12億9460万円へ、3億2560万円の減額となります。

以上が、一般会計補正予算についての説明でございます。

続きまして、73ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第50号 令和4年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に468万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億5068万8000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、84ページ、85ページを御覧ください。1款総務費は、職員給与費等を468万8000円追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、82ページ、83ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

6款繰入金です。職員給与費等繰入金追加468万8000円は、職員給与費等の追加に伴うものです。

続きまして、93ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第51号 令和4年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に2億8827万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億1027万8000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、104ページ、105ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、1款総務費ですが、職員給与費等を332万6000円減額するものです。

次に、4款基金積立金です。介護給付費準備基金積立金追加9729万3000円は、令和3年度の介護給付準備基金繰入金の余剰分を追加するものです。

次に、6款諸支出金です。償還金追加1億872万5000円は、令和3年度の国県支出金等の精算に伴い、介護給付費国庫負担金等について、一部返還が生じたため、追加するものです。一般会計繰入金追加8558万6000円は、令和3年度における一般会計繰入金の余剰分を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、102ページ、103ページを御覧ください。説明欄に沿って説明いたします。

3款支払基金交付金です。過年度分介護給付費交付金追加402万円は、令和3年度の保険給付費の確定に伴う不足分を追加するものです。

次に、6款繰入金です。職員給与費等繰入金減332万6000円は、職員給与費等の減額に伴うものです。低所得者保険料軽減繰入金追加86万円は、令和3年度の第1号被保険者保険料収入の確定に伴うものです。

次に、7款繰越金です。前年度繰越金追加2億8672万4000円は、令和3年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を追加するものです。

次に、115ページを御覧ください。

○議案第52号 令和4年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から277万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億3122万1000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から説明いたしますので、126ページ、127ページをお開きください。説明欄に沿って御説明いたします。

1款総務費は、職員給与費等を277万9000円減額するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、124ページ、125ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

2款繰入金です。事務費繰入金減277万9000円は、職員給与費等の減額に伴うものです。

続きまして、伊勢原市公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書の5ページを御覧ください。

○議案第53号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は総則としており、第2条からが補正の内容となっておりますので、第

2条から御説明いたします。第2条の収益的収入及び支出は、支出について、営業費用を6738万2000円増額するものです。第3条資本的収入及び支出は、支出について、建設改良費を151万3000円減額するものです。また、補正に伴い資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が7億4648万7000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を減額するものです。第4条は、第2条及び第3条の職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を補正するものです。

18ページ、19ページを御覧ください。収益的収入及び支出について、収入の補正はありませんので、支出について説明いたします。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用について、6738万2000円を増額するものでございます。内訳は、電気料高騰への対応といたしまして、第2目ポンプ場費を700万円、第3目処理場費を3500万円及び第7目流域下水道維持管理費負担金を2070万円、それぞれ増額し、また、人件費の補正といたしまして、人事異動等に伴い、第6目総係費について、468万2000円増額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。資本的収入及び支出について、収入の補正はございませんので、支出について説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第4目建設総務費につきまして、人事異動等に伴う職員数の減に伴い、151万3000円を減額するものでございます。

次に、8ページにお戻りください。8ページから17ページまでの各財務諸表は、補正予算及び令和3年度決算認定に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものでございます。

以上が、補正予算議案についての説明でございます。

続きまして、報告案件1件についてでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、151ページを御覧いただきたいと思います。

○報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和4年9月26日に発生いたしました道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要は、152ページを御覧いただきたいと思います。相手方車両が市道区域内を走行中、老朽化したコンクリート舗装の破片が跳ね上がり、同車両の左側の助手席ドアの真下のボディ部分、いわゆるサイドシル部分に損傷を与えたものでございます。本件における過失割合は市側100%であり、相手方車両修理費に係る本市賠償額は3万1152円となります。なお、本市賠償額につきましては、保険により補填されます。

以上で、12月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

○委員長【中山真由美議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　それでは、お配りしてあります議会運営委員会・議会側処理事項（11月22日）を御覧ください。

1、陳情の受理状況については、陳情第9号から陳情第14号までの陳情6件を受理しております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【中山真由美議員】　次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚作成し、配付してございます。

まず、11月28日分を御覧ください。「議案第44号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」の1議案につきましては、付託省略。期末手当の支給基準日が12月1日であり、11月中に採決を行う必要があることから、初日に質疑、討論、採決をお願いするものでございます。

次に、12月5日分を御覧ください。市長提出議案14件のうち、議案第42号及び議案第43号は、総務常任委員会に付託、議案第41号及び議案第45号から議案第55号は付託省略。陳情は6件で、陳情第9号から陳情第11号、また、陳情第13号及び陳情第14号は、教育福祉常任委員会、陳情第12号は、産業建設常任委員会にそれぞれ付託。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】　ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】　御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定及び審議日程についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてあります。会期は、11月28日から12月19日までの22日間です。

- ・ 11月28日 本会議 提案説明
議案審議
(「議案第44号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」)
 - ・ 11月29日 一般質問通告期限正午
 - ・ 12月5日 本会議 議案審議
 - ・ 12月7日 委員会 付託審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
 - ・ 12月8日 委員会 付託審査
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
(教育福祉常任委員会 午後1時30分)
 - ・ 12月13日 本会議 一般質問
 - ・ 12月14日 本会議 一般質問
 - ・ 12月15日 本会議 一般質問
 - ・ 12月19日 本会議 最終日
- 以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 なお、「議案第41号、伊勢原市第6次総合計画基本構想について」は、12月5日に質疑のみを行い、討論、採決については、本会議最終日に行いたいと考えております。

それでは、お諮りいたします。会期の決定及び審議日程については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、11月28日の本会議において、議長からお諮りいたします。

執行者側の案件は、以上となります。お疲れさまでした。

〔議長（八島満雄議員）、執行者退席〕

議 題 2 一般質問について

○委員長【中山真由美議員】 次に、一般質問についてを議案といたします。協議に入る前に、前回、11月7日に開催した議会運営委員会の際に、宮脇委員より、この件について、委員外議員にも意見を伺ってほしいとの意見がございました。そのことについて、何か意見があればお伺いいたします。

○委員【埴田巖議員】 前回のお話から、創政会で話し合いました、委員外議員の発言を認めてしまうと、他の委員会にも影響が及ぶことになるかと存じます。よって、委員外議員の発言に対しては許可できないものと考えます。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。委員外議員に意見を伺うことに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【中山真由美議員】 挙手少数。よって、委員外議員の意見は伺わないことに決定いたしました。

続いて、一般質問について、議長から諮問され、本日は4回目の協議となります。前回までの意見を踏まえ、会派で御協議いただいていることと思いますが、御意見等があればお伺いいたします。

○委員【大垣真一議員】 創政会でも議論を重ねてまいりましたが、一般質問の時間は50分にしたいと考えています。先日決定した15分の休憩と合わせて、合計しますと1人65分となりますし、1日6人であれば、午後5時に終わると考えます。ウィズコロナやアフターコロナ、並びに職員や議員の働き方改革の一つとして導き出したというところでございますので、御理解いただきたいと考えております。

私からは、以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 いせはら未来会議でも話をしたところ、やはり我々も、1人、一般質問50分というのが妥当な線ではないかということになりました。理由としましては、今まで感染対策として45分間というのを続けてまいりましたが、3月議会以降は50分というふうに、一つの新しい生活様式と捉え、今までの60分に戻しますと、職員の、先ほど大垣委員も言っていましたが、5時を過ぎてしまうということで、自然に残業することになっていきますし、できれば時間の中で効率よく一般質問を行うというのが新しい生活様式として取り入れていくべきではないかということになっていきます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 今日、議会事務局に調べていただいて、県内の16市の一般質問の状況、それから、一般質問の9月定例会でどれぐらいの時間がか

かったかと出していただきました。

見ると、これ一番最初に言いましたけれども、私たちが年に4回、一般の、内容に関わらず質問できる貴重な、年に4回しかないですよ。その時間をやっぱり大切にするというのが一つの。だから、やっぱり1時間やることが必要じゃないかということ。前に戻すということです。

それから、一般質問の所要時間を書いてもらいましたけれども、今、45分やって、もう4時前に大体終わるとというのが実態で、ここに出ているとおり、これ45分にしても午前中2人、午後は、現在の4時前に終わるという状況から見れば、5時前後には、1時間といっても、1時間やらなくちゃだめというのじゃなくて、それは短くてもいいという、その範囲内だということだから、5時に十分終わるということはあり得るんじゃないかということですので、やっぱり私たちの貴重な時間を、コロナということで、ああいうふうに説明しましたけれども、これは60分に戻してやるべきだ。それでも大体5時前後には終わるんじゃないかと思えますから、これは一旦戻すべきだと思っています。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに御意見ございますか。

○委員【舘大樹議員】 先ほど大垣議員も創政会を代表してお話しされましたけれども、過去の一般質問の平均時間は大体49分から53分ぐらいということで聞いております。したがって、大体50分でできるのかなと思います。何よりも、皆さん参加されていて、御承知だと思うんですけども、60分やっていて、これが果たして効率的なのかって、やっぱりちゃんと考えなければいけないのではないかなと強く思っています。実際、60分でも50分でも45分でも、内容は皆さんそれぞれ効率化できていて、実際の内容、質の面で、そんなに変化はないわけですから、効率化できるところは効率化して、50分で行っていくべきじゃないかと思えます。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 ほかにございますか。

○委員【夢田巖議員】 創政会でも、これも話したんですけども、傍聴されている市民の方、ネット中継から見ていただく方、市民の方々から、現行行われている45分、15分休憩というのが、とてもストレスなく傍聴できて、評価が高いと考えております。よって、50分の一般質問と15分休憩にすべきではないかと、最終的に話した。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 皆様から御意見が出ましたので、お諮りしたいと思えます。一般質問の申合せの時間について、50分とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【中山真由美議員】 挙手多数。よって、一般質問の申合せの時間について、50分のおりとするに決定いたします。3月定例会から実施いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時28分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年11月22日

議会運営委員会

委員長 中山 真由美